

# 当院の受診歴のある患者さんへ

**令和5年2月より**

小児科と産科を除く

受診歴のある方が**新たな診療科を受診\***する場合は  
**「他院の紹介状」や「院内紹介」等が必要となります**

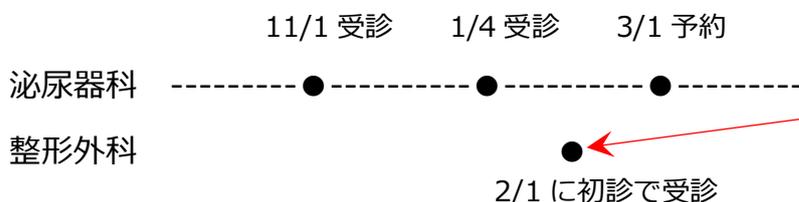
※1年以上間隔の空いた再来（予約や予定のないもの）も、「新たな診療科の受診」に含まれます。

**令和5年2月より**、受診歴のある方が新たな診療科を受診する場合は、次の紹介状等のいずれかが必要となります（救急搬送等を除く）。

- ▶ 他院からの紹介状
- ▶ 健康診断で精密検査と書かれた結果
- ▶ 当院の主治医からの院内紹介

院内紹介は、当院の医師同士が院内のシステム上でやりとりするため、紹介状自体はありません。  
院内紹介を行う場合は、主治医より患者さんへお伝えいたします。

例) 泌尿器科に定期受診している患者さんが、整形外科に初診で受診する場合



新患受付等で、上記書類や院内紹介の状況を確認させていただきます。

ただし、次の方は、紹介状等が必要ない場合もありますので御相談ください。

- ・ 手話通訳の必要な方
- ・ 公費負担医療制度の対象疾患の方
- ・ 指定難病・特定疾患の受給者証をお持ちの方（その疑いのある方を含む）
- ・ その他、当院が専門的医療を提供している疾患の方

当院は、「地域医療支援病院」の承認を受け、かかりつけ医からの紹介を中心とした専門的医療・検査・入院診療に重点をおく病院であることから、何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

令和4年11月 市立札幌病院 病院長

市立札幌病院 医事課医事係 (011-726-2211)